

たんぎんＩＣキャッシュカード規定（法人のお客さま用）

（令和３年７月１日現在）

1.（この規定の取引にかかる契約の成立）

当行は、お客さまからこの規定の取引にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引にかかる契約が成立するものとします。

2.（カードの利用）

たんぎんＩＣキャッシュカードは、株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）が普通預金について発行する生体認証機能を備えたＩＣチップを搭載したキャッシュカード（以下「ＩＣカード」といいます。）で、次の場合にご利用いただけます。

ただし、指静脈情報が未登録のＩＣカードにつきましては、「たんぎん生体認証規定」に定める生体認証サービスはご利用いただけません。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入業務提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動入出金機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」といい、「預入業務提携先」と「支払業務提携先」を合せて「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金を払戻す場合。
- (3) 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行が定めた取引を行う場合。

3.（預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金を預入れをするときは、預金機の操作手順に従って預金機にＩＣカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、１回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

4.（支払機による預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機の操作手順に従って支払機にＩＣカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。また、１日あたりの払戻しは、当行所定の金額、または当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲とします。
- (3) 当行および提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と第７条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

5.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の操作手順に従って振込機にＩＣカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻

請求書の提出は必要ありません。

6. (有効期限)

有効期限は定めません。

7. (自動機利用手数料等)

- (1) 当行および提携先の預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、当行および提携先の所定の預金機・支払機・振込機利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 前記(1)の自動機利用手数料は、預金の預入れ時、払戻し時に通帳および払戻請求書の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

8. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人（法人取引等取引の代表者（口座名義人）が届け出た代理人1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込をする場合には、預金者から代理人の氏名・暗証番号を届けてください。この場合、当行は代理人のためのICカードを発行します。
- (2) 代理人ICカードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人ICカードの利用についてもこの規定を適用します。

9. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内（午前9時より午後3時まで。以下同じです。）に限り、当行本支店の窓口で通帳により預入れることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でICカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはできません。
- (3) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、金額、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、ICカードとともに提出してください。なお、ご本人のご確認のため、必要に応じて運転免許証等身元確認書類の提示を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、前二項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

10. (ICカードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

ICカードにより預入れた金額、払戻した金額および自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機、支払機および振込機で使用されたとき、または当行本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でICカードにより取扱った場合にも同様とします。

11. (ICカードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ICカードを紛失した場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届けてください。この届出を受けたときは、直ちにICカードによる預金の払出し停止の措置を講じます。この届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、ICカードを紛失した旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって口座開設店に届けてください。

- (3) 氏名（法人の場合の商号、代表者名を含みます。）、代理人、その他届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって口座開設店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 暗証番号の変更は、本人からの書面による届出または支払機の機種により当行の支払機を利用して随時に行うことができます。
- (5) カードによる1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内で変更することができます。この場合、本人から当行所定の方法により口座開設店に届出てください。この届出を受けたときは、届出日当日中に変更するものとし、変更完了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) ICカードを紛失した場合のICカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (7) ICカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

12.（暗証番号の照合等）

- (1) ICカードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行は支払機または振込機の操作の際に使用されたICカードが、当行が本人に交付したICカードであることおよび入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致していることを確認して、また指静脈情報が登録されている場合は当行所定の機器によって同一性を認定して預金を払戻したうへは、ICカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。
ただし、この払戻が偽造カードによるものであり、ICカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (3) 当行の窓口においてICカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された署名と届出の署名との一致または届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いました場合にも、前記(2)と同様とします。

13.（預金機・支払機および振込機の操作等）

当行の預金機・支払機および振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

14.（解約、ICカードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはICカードの利用を取りやめる場合には、ICカードの磁気ストライプ部分およびICチップの中央部分を切断のうえ破棄してください。なお、当行「普通預金規定」により、預金口座が解約された場合にも同様に廃棄してください。
- (2) ICカードの改ざん、不正使用など当行がICカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断わりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい、直ちにICカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、ICカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ア. 第15条に定める規定に違反した場合
 - イ. 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定期間が経過した場合

15. (譲渡・質入れ等の禁止)

ICカードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行「普通預金規定」、「振込規定」および「デビットカード取引規定」により取扱います。

また、ICチップに指静脈情報が登録されている場合は、「たんぎん生体認証規定」により取扱います。

17. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上